調布市入間町地区

"プラウドシーズン成城学園前 庭園の街" 景観協定書

(目的)

第1条 この調布市入間町地区"プラウドシーズン成城学園前 庭園の街" 景観協定(以下「本協定」という。)は、景観法(平成16年法律第110号。 以下「法」という。)の規定に基づき、景観協定区域(第4条を除き、以 下「区域」という。)内における建築物、工作物及び緑化などに対し、良 好な景観形成のために必要な基準を定め、国分寺崖線を軸とする周辺地域 の豊かな自然環境や住宅地との調和と緑化を推進するとともに、緑の豊か な地域特性を活かした良好な景観と住環境を有するゆとりのある住宅地の 形成と保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本協定における用語の定義は、法、調布市景観条例(平成25年調布 市条例第7号。以下「条例」という。)、建築基準法(昭和25年法律第 201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に定めるところに よる。

(協定の認可・効力)

- 第3条 本協定は、野村不動産株式会社が定め、調布市長の認可を受けるものとする。
- 2 本協定は、区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することとなった 時から効力を発する。
- 3 区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することとなるときは、あらかじめ調布市長へ報告する。

(景観協定区域)

- 第4条 本協定の目的となる区域は、景観協定区域図に表示する区域とする。 (建築物の形態意匠、敷地、位置、規模及び用途などに関する基準)
- 第5条 区域内の建築物の形態意匠、敷地、位置、規模及び用途などは、次 の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の用途は、一戸建ての住宅(2世帯住宅を含む。)とする。
- (2) 建築物の敷地面積は、110平方メートル以上とする。
- (3) 建築物の外壁(出窓及びプライバシー保護のために設置する建築物の 部分を含む。)又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は, 0.5メートル以上とする。
- (4) 建築物の階数は、地階を除き2以下とする。
- (5) 建築物の意匠及び色彩は、緑の映える落ち着いた街並みとするため、 アースカラーを基本とし、黒色及び原色等の刺激的なものを避ける。また屋根の色彩も、緑色、青色及び原色等を避けた周辺と調和するアースカラーを基本とする。

(工作物の位置,規模,構造,用途及び形態意匠に関する基準)

- 第6条 区域内の工作物の位置,規模,構造,用途及び形態意匠は,次の各 号に定める基準によらなければならない。
 - (1) 道路に面して設置する垣又はさくの構造は、良好な景観を形成するよう生垣とする。ただし、安全上必要な工作物(フェンスにあっては透視可能で周辺環境と調和したもの)や門扉、門柱及びコーナーウォールにあってはこの限りでない。
 - (2) 建築物の屋上に設置する通信アンテナ等の設備機器類は、集約化に努めるものとする。
 - (3) 室外機を設ける場合は良好な景観に配慮し、道路から離隔を取るなど、公共空間から見えないように工夫する。

(緑化に関する基準)

- 第7条 区域内の緑化は、次の各号に定める基準によらなければならない。
 - (1) 街並みを一体的な景観とするため、本協定締結時に各戸並びに隣戸間には生垣が採用されており、区域内の住民はそれらの維持及び積極的な 剪定管理を行うことで美しい景観を維持するよう努めるものとする。
 - (2) 美しい景観を維持するため、敷地内の植栽の維持管理に努めるとともに、隣地側への枝葉の越境や、通行に支障がでるような道路への越境がないよう努めるものとする。
 - (3) アプローチや玄関まわりは花や緑により緑化に努め、これを保全する

ものとする。

(屋外広告物に関する基準)

第8条 区域内に屋外広告物を設置又は掲出してはならない。ただし、面積が0.3平方メートル以下であり、その形態及び色彩が周辺環境との調和に配慮されたものは、この限りでない。

(防犯等に関する基準)

第9条 区域内の住民は、夜間の地域防犯及び安全に資するため、必要な範囲で屋外照明の点灯に協力するとともに、本協定締結時に各戸に設置されている照明センサー(夜間自動点灯、朝自動消灯)を活用し、美しい夜間景観の維持に努めるものとする。

(清掃活動及び道路の使用に関する基準)

第10条 区域内の住民はまちの清掃に努めるとともに,ゴミ箱の路上使用などまちの美観を損なう行為又は歩行及び車両の通行の妨げとなる行為をしないように努めるものとする。

(公園に関する基準)

第11条 さくらセントラルガーデンを大切に利用するとともに、定期的な清掃活動等へ積極的に参加するものとし、清掃活動等を通じて四季を感じられる美観の維持や地域コミュニティの醸成につながるよう努めるものとする。

(適用除外)

- 第12条 次の各号に定める行為については、第5条から第8条までの規定は 適用しない。
 - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (2) 建築等に関する工事のための仮設建築物の設置並びに住戸の販売を目 的とする仮設事務所及び看板等を設置する行為。ただし、その使用期間 に限るものとする。

(運営委員会)

- 第13条 本協定に関する事項を運営するため、運営委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。
 - (1) 委員は, 3名を選出する。

(2) 委員会には次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 委員長は、委員会を代表し、協定運営の業務を総括する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長 が欠けたときは、互選により委員長を代理する。
- 2 委員会は、協定内容などについて必要に応じ調布市長と協議することができる。

(違反者の措置)

- 第14条 委員長は、違反者に対し、委員会の決定に基づき、当該行為を是正 するために必要な措置を講ずることを請求できるものとする。
- 2 違反者は、前項の請求があったときには、これに従わなければならない。
- 3 本協定の違反者の措置については、協定の有効期間満了後又は廃止後に おいても、なお効力を有する。

(裁判所への提訴)

- 第15条 委員長は、違反者が前条の請求に従わないときは、委員会の決定に 基づき、その強制履行又は違反者の費用をもって第三者にこれを為さしめ ることを裁判所に請求できるものとする。
- 2 前項の規定による請求及び訴訟に関する一切の費用は、違反者の負担と する。

(合意管轄)

第16条 本協定について争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専 属的合意管轄裁判所とする

(有効期間)

- 第17条 本協定の有効期間は、認可の日から10年間とする。
- 2 本協定に関し、前項の期間満了前に土地所有者等から第19条に定める協 定の廃止の届出がない場合は、当該期間満了の翌日から起算して更に10年 間同一条件により継続されるものとし、以後もこの例による。

(協定の変更)

第18条 土地所有者等は、本協定を変更しようとする場合は、法第84条に基づき、その全員の合意をもってその旨を定め、これを調布市長に申請し、その認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第19条 土地所有者等は、本協定を廃止しようとする場合は、法第88条に基づき、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを調布市長に申請し、その認可を受けなければならない。

(協定の継承)

第20条 土地所有者等は、土地の所有権又は建築物の所有を目的とする地上 権又は賃借権を移転する場合は、本協定の内容を新しい土地所有者等に継 承するものとする。

(効力の継承)

第21条 本協定は、法第86条に基づき、認可の日以後に土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(事前協議)

- 第22条 土地所有者等が、本協定に適合する建築後に、区域内で、第5条から第8条までに定める内容の変更を行う場合は、事前に委員会に確認するものとする。
- 2 委員会は、前項の相談を受けた場合は、必要に応じて調布市と連携を図り、行為の内容が本協定に適合することを確認する。

付則

(経過措置)

1 第13条に規定する委員会が設置されるまでの間、申請者が本協定における委員会の権限を有する。

(協定書の保管等)

2 本協定書は委員会が保管し、土地所有者等全員に写しを配布する。

以上のとおり,本協定を定める。

平成29年9月28日

土地所有者 東京都新宿区西新宿一丁目 2 6 番 2 号 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一